

地方交付税総額の確保に関する提言

地方交付税は地方の固有・共有の財源であり、地方自治体の財政需要に対応した交付税総額が確保されなければならない。

よって、国は、安定的な地方財政運営が図られるよう、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 都市自治体が直面している福祉、医療、子育て等社会保障、教育・安全などの経常的行政サービスや道路・橋梁、学校等の改修費用など避けることができない財政需要の増嵩を的確に地方財政計画に反映させ、必要な地方交付税総額を確保し、地方交付税の持つ財源調整・財源保障機能の強化を図ること。

2. 恒常的な地方交付税の財源不足については、臨時財政対策債によることなく、地方交付税の法定率を引上げること等により解消を図るとともに、都市自治体の財源の予見可能性を向上させること。

また、これまで発行を余儀なくされた臨時財政対策債の元利償還金については、不交付団体を含め、確実に財源措置を講じること。

3. 地方交付税が、国から恩恵的に与えられているものでないことを明確にするため、「地方交付税」を国の特別会計に直接繰り入れ等を行う「地方共有税」に変更すること。

4. 基準財政需要額の算定に当たっては、都市自治体の財政需要の実態を反映し、算定費目の拡大、単位費用の引上げ等の見直しを行うこと。

また、地方再生対策費については、所要額を確保するとともに、真に財政状況の厳しい地域に重点配分されるよう配慮すること。

5. 基準財政収入額については、算定額と実際の税収に乖離が生じた場合、適切な補てん措置を行うこと。

また、不交付団体の税収が減収した場合においても、引続き行政サービスを維持できるよう、適切な財政措置を講じること。

6. 特別交付税の割合を段階的に引下げ、普通交付税に移行するに当たっては、都市自治体の財政運営に支障が生じることのないよう十分配慮すること。